

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 行田蓮田線
- 三 道路の区域

新	旧	新 旧 別
<p>行田市大字埼玉字百塚通 四九五九番一地先から 同市大字埼玉字百塚通四 八六二番一地先まで</p>		区 間
<p>一〇・四〇〃 三一・五〇</p>	<p>八・六〇〃 二〇・〇〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>三五二・八〇</p>		延 長 (メートル)
<p>交差点整備事業。</p>		備 考